

11 健康教育 (1) 学校保健	○生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する。 ○心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践する態度の育成に努める。 ・健康の大切さを認識し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質・能力を育む。 ・保護者や関係者等と連携しながら、感染症予防に関する指導、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の指導や心の健康について、養護教諭や警察等の関係機関と連携した指導に努める。
(2) 学校安全	○自他の生命を尊重し、自ら安全な生活を営むとともに、他者の安全にも配慮することができる児童生徒の育成に努める。 ・日常生活における安全指導と安全管理に努め、的確な判断による安全行動の習慣化を図る。 ・家庭・地域社会・関係機関等と十分連携し、地域の特性を生かした地域ぐるみの安全教育を推進する。
(3) 防災教育	○防災に対する知識と意識の向上を図り、的確な判断のもとに安全に行動できる児童生徒の育成に努める。 ・防災マニュアルを見直し、家庭や地域社会と連携した防災教育を推進する。
(4) 学校における食育	○食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、給食活動を通して好ましい人間関係の育成に努める。 ・学校給食の管理・運営・指導体制を整備するとともに、家庭と連携し、一層望ましい給食活動を推進する。 ・児童生徒や学校・地域の実態及び食に関する指導の生きた教材として学校給食の意義、役割を踏まえた指導計画の作成や、栄養職員と連携した実践に努める。 ○家庭・地域社会との連携により、食育の充実を図る。
12 人権教育	○人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成に努める。 ・各学校の人権課題を明確にし、児童生徒の発達段階に即して、全教育活動を通じて人権の大切さを考える機会を充実させ、人権問題の解消に向けて行動できる人間の育成を図る。 ・人権教育主任の研修を充実するとともに、校内において人権に関する研修や教育相談体制の整備に努め、地域との連携等を通じて推進を図る。 ・部落差別をなくすことのできる児童生徒を育成するため、人権尊重の教育の徹底を図り、児童生徒の発達段階に即した同和問題の正しい理解を図る。 ・人権感覚育成プログラムを活用し、他者の痛みを共感できる豊かな人間性を醸成する。
13 特別支援教育	○一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進する。 ・特別支援教育全体計画を作成し、全体の教育活動における特別支援教育の位置づけを明確にし、校内委員会を特別支援教育コーディネーターが中心に行うなど、計画的、組織的な対応が可能な校内支援体制の整備・充実に努める。 ・通常の学級に在籍する障害等のある児童生徒については、障害に配慮した指導に努めるとともに、必要に応じて通級による指導の実施に努める。 ・指導に当たっては、特別の教育課程を編成し、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成する。 ・共生社会の形成を目指した教育の推進のため、一人一人の障害の状態に即して作成した年間指導計画に基づき、支援籍学習等の交流及び共同学習を実施し、その充実に努める。

14国際理解 教 育	○国際社会の一員として主体性をもって積極的に役割を果たすことのできる人材育成のための具体的な目標を設定し、計画的・系統的な指導の実現に努める。 ・児童生徒の発達段階や各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた適切な指導に努める。 ・「指導と評価のアイデア集」を活用し、教員の指導力向上を図る。 ・ALT（外国語指導助手）の効果的な活用を図り、コミュニケーション能力の育成・異文化理解に努める。 ・国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる力を育成するために、表現力等のコミュニケーション能力の向上を図る。
15教育の 情報化	○児童・生徒の発達の段階を考慮し、情報活用能力（情報モラル含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成できるよう、各教科の特質を生かし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図る。 ・小学校では、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科の特質に応じて計画的に実施する。（算数、理科、総合的な学習等） ・中学校では、技術・家庭科（技術分野）「情報の技術」を中心に、各教科の特質に応じて ICT を活用した学習活動を計画的に実施する。 ・学習活動において、情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得た情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりする力を適切に働かせて育成する。
16環境教育	○環境問題に気付き、環境を守るために主体的に行動する態度や資質、能力の育成に努める。 ・全体計画及び学習内容や学習活動を具体的に位置付けた年間指導計画を作成し児童生徒の主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成に努める。 ・小・中学校の教育課程(総合的な学習の時間等)に環境保全の視点から学習計画を立て、環境教育の実践に努める。 ・緑の少年団活動等、児童生徒が環境保全の活動を体験的に学び、主体的に活動する意欲を高める機会の確保を推進する。
17ボランティア 福祉教育	○福祉体験活動等を通して社会の構成員としての自覚を深め、望ましい労働観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に努める。 ・ボランティア・福祉教育の意義を全教職員が理解し、学校教育の中に明確に位置付けて、地域の人々や社会福祉施設等との連携を図った教育活動の推進に努める。 ・児童生徒の実態や学校等の実態を把握し、発達段階に即した体験学習等の推進に努める。
18男女平等 教 育	○男女共同参画社会の実現へ向け、自発的に実践する男女平等意識の高揚に努める。 ・教育活動全体を男女平等の視点から見直し、発達段階に応じた指導の工夫・改善に取り組む。 ・家庭や地域社会との連携を図り、個性を尊重し互いに理解し協力していく態度を育てる。
19学 校 図 書 館 教 育	○学校図書館の利用に必要な基礎的な知識や方法の習得及び自発的な学習態度を育成する。 ・学校図書館利用を学校全体の教育計画に適切に位置付け、各教科等で利用計画を作成する。 ・学校図書館の整備、充実を図り、教育活動全体を通じた計画的な読書指導の推進に努める。

	・司書教諭と図書担当の教員業務支援員が連携し、全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努める。
20交流及び 共同学習	○共生社会の形成を目指した教育の推進に努める。 ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に学び、互いに触れ合うことをとおして、同じ仲間として共生社会を形成する一員であるという意識を育てる。 ・障害のある児童生徒が学校や学級以外でも「同じ学校・同じ学級の子ども」として学習活動を行うことができる支援籍学習の推進を図り、一人一人の違いを認め合える共生社会の形成を目指した教育の推進に努める。
21へ き 地 小規模校 教 育	○小規模、複式形態等のよさを生かした特色ある学校づくりに努める。 ・複式学級や少人数学級での指導に当たっては、児童生徒一人一人のよさや可能性を多面的に理解し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。 ・児童生徒がより広い視野に立って心豊かに主体的に生きていく力をはぐくむことができるよう指導計画を作成する。その際、家庭や地域社会と連携し、表現力を伸ばすことや社会性を培うことなど指導の重点化を図る。
22主 権 者 教 育	○現代社会の諸課題を見い出し、協働的に追求し解決（合意形成・意思決定）する力を育成する。 ・論理的思考力（特に根拠をもって主張し、他者を説得する力）を養う。 ・現代社会の諸課題について、多面的に考察する力を養う。 ・公共的な事柄に、自ら参画しようとする意欲や態度を育成する。

令和7年度 県・市等研究委嘱校等及び各校の研究主題等一覧

学校名	委 嘱 の 種 類	研 究 主 題
秩父第一小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	自分の考えを表現する児童の育成 ～ICTを効果的に活用した授業の研究と実践～
花の木小学校	校内研究委嘱（秩父市教委） 学力向上の推進（秩父地区教委連）	「主体的・対話的で深い学び」をめざす授業展開の工夫 ～対話力を向上させ、共に学び合う授業づくりをめざして～
西小学校	校内研究委嘱（秩父市教委） 学力調査結果を活用した重点支援事業実践校（埼玉県教委）	未来を拓くための確かな学力と自立する力を身に付けた児童の育成 ～西小スタイルの確立と児童を伸ばす授業と指導～
南小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	「わかるよろこび」「できたよろこび」を実感できる授業展開の工夫 ～確かな学力を身につけ、豊かに表現できる児童の育成～
尾田蒔小学校	校内研究委嘱（秩父市教委） 学力向上の推進（秩父地区教委連） 算数授業研究校委嘱（埼玉県算数数学教育研究会）	自分の考えを表現し、共に学び合う児童の育成 ～算数科における個に応じた指導と学び合いの充実～
原谷小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	国語科・算数科における表現力の育成 ～基礎学力と自己肯定感の向上を土台として～
久那小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	確かな読みをもとに、主体的に表現する力を育てる指導方法の工夫 ～「読むこと」と「書くこと」を関連付けた指導をとおして～
高篠小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	主体的な学びをとおして確かな学力を身に付ける学習指導の工夫
大小田校	校内研究委嘱（秩父市教委）	確かな学力を身につけ、主体的に学び合える学習指導・学級経営 ～各教科の指導をとおして～
影森小学校	校内研究委嘱（秩父市教委）	学級経営を基盤として、児童同士の伝え合う活動を充実させるための授業改善
吉田校	校内研究委嘱（秩父市教委）	自己を見つめ考えを深める児童の育成 ～「考え、議論する」道徳授業づくりを中心に～
荒川東校	校内研究委嘱（秩父市教委）	運動好きで、心も体もたくましい児童の育成 ～資質・能力の3つの柱をバランスよく育む体育学習を目指して～
荒川西校	校内研究委嘱（秩父市教委）	主体的に学ぶ児童の育成 ～個別最適な学び・協働的な学びの実現を目指して～

学校名	委 嘱 の 種 類	研 究 主 題
秩 父 第 一 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ～「読解力」の育成と「一中ノート」の効果的な活用～
秩 父 第 二 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	魅力ある学校づくりに向けて ～「わかった」「できた」が増える授業実践と、効果的な生徒理解（学級経営）の視点から～
尾 田 蒔 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委） I C T活用教育の推進（秩父地区教委連）	学びに向かう力を伸ばす I C T機器の活用
高 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	自ら考え学び合う集団を目指して ～確かな学力の定着とキャリア教育の充実～
大 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	個に応じた指導の工夫 ～生徒の意欲を向上させるため～
影 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	生徒を主体とした学びの場の創造 ～生徒理解と学力の向上を目指して～
吉 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委） 中学校体育授業研究校委嘱（県教委、県中体連）	目標に向かって、あきらめずに学習サイクルを回し続ける生徒の育成 ～協働とキャリアの連携をとおして～
荒 中 学 校	校内研究委嘱（秩父市教委）	学力向上を目指して ～専門教科の授業力向上と家庭学習の充実～



特 別 支 援 教 育

1 特別支援学級の設置

軽度な障害のある児童・生徒のために、小・中学校には、次の特別支援学級が設置されている。

○知的障害学級 ○自閉症・情緒障害学級 ○肢体不自由学級 ○病弱・身体虚弱学級
○難聴学級

これらの学級では、基本的には小学校や中学校の学習指導要領にそった教育が行われているが、児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じて特別な教育課程できめ細やかな配慮のもとに指導が行われている。

○小学校（13 校中 12 校に 38 学級）

秩父第一小	花の木小	西小	南小	尾田蒔小	原谷小	久那小
知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚 難聴	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 肢体	知的 自閉・情緒
高篠小	大田小	影森小	吉田小	荒川東小	荒川西小	
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚		

○中学校（8 校中 7 校に 18 学級）

秩父第一中	秩父第二中	尾田蒔中	高篠中
知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒 肢体
大田中	影森中	吉田中	荒川中
	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒

2 通級による指導

言語障害、難聴、LD、ADHD 等の児童に対して、通常の学級に在籍しながら、一人一人の障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行っている。

秩父市には、秩父第一小学校に「言語・難聴通級指導教室」、花の木小学校、西小学校と原谷小学校に「発達障害・情緒障害通級指導教室」が設置されている。

3 就学相談

(1) 秩父市障害児就学支援委員会

特別支援教育の充実及び振興を図るため、秩父市障害児就学支援委員会条例に基づき、秩父市障害児就学支援委員会が設置されている。

(2) 定期就学相談

小学校に入学予定の幼児を対象とした、秩父市教育委員会の主催による定期就学相談を通年実施している。

4 特別支援教育

(1) 校内の特別支援教育体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症等と思われる児童生徒の理解と支援に努める。

(2) 校内委員会の設置

特別な教育的ニーズに応じた支援・指導についてチームで検討するために校内委員会を設置する。

- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒への早期の気付き
- ・ 実態把握と学級担任等の指導、支援、方策の検討・立案・実施
- ・ 校内関係者や保護者、関係機関との連携による個別の教育支援計画や個別の指導計画の立案・作成
- ・ 全教職員への共通理解と校内研修の実施

(3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、担任への支援、校内委員会の運営や推進役としての役割を果たす。

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、特別支援専門家チーム、巡回相談員、特別支援学校、医療、福祉等の連携に努める。



学 童 保 育

1 秩父市立学童保育室

学童保育室とは、児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み、土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行う施設である。

(1)対象児童

小学校の児童で、次のいずれかに該当する場合。

- 保護者の労働などにより、昼間の時間に常時家庭が留守で、児童の保育ができない場合
- 保護者が疾病などにより、児童の保育ができない場合
- 保護者が家族の介護等により、児童の保育ができない場合
- その他の理由により、保護者が児童の保育ができない場合

(2)保育時間

学校の授業日	放課後から午後 6 時 45 分まで
学校の休業日等	午前 7 時 45 分から午後 6 時 45 分まで

(3)休室日

日曜日・祝日・年末年始・伝統文化に親しむ日
その他災害などにより臨時に休室する場合

(4)保育料

一人月額 4,200 円

2 放課後児童健全育成委託事業

放課後児童健全育成事業を、民営学童クラブに委託している。

- 原谷学童クラブ (秩父市大野原 2966)
- 原谷第三学童クラブ (秩父市大野原 2788 - 4)
- かみたのキッズクラブ (秩父市荒川上田野 994 - 15)
- こもれびキッズクラブ (秩父市上影森 130 - 6)
- 大畑アフタースクール (秩父市大畑町 4 - 64)
- 寺子屋十三番本園 (秩父市下宮地町 17 - 6)
- 寺子屋十三番分園 (秩父市東町 26 - 7)

3 私立学童保育室保育料補助

市立学童保育室と市内の私立学童保育室の公平性を図るため、私立学童保育室を利用した児童の保護者に対し、市立学童保育室の月額保育料との差額(2,300 円限度)を補助している。

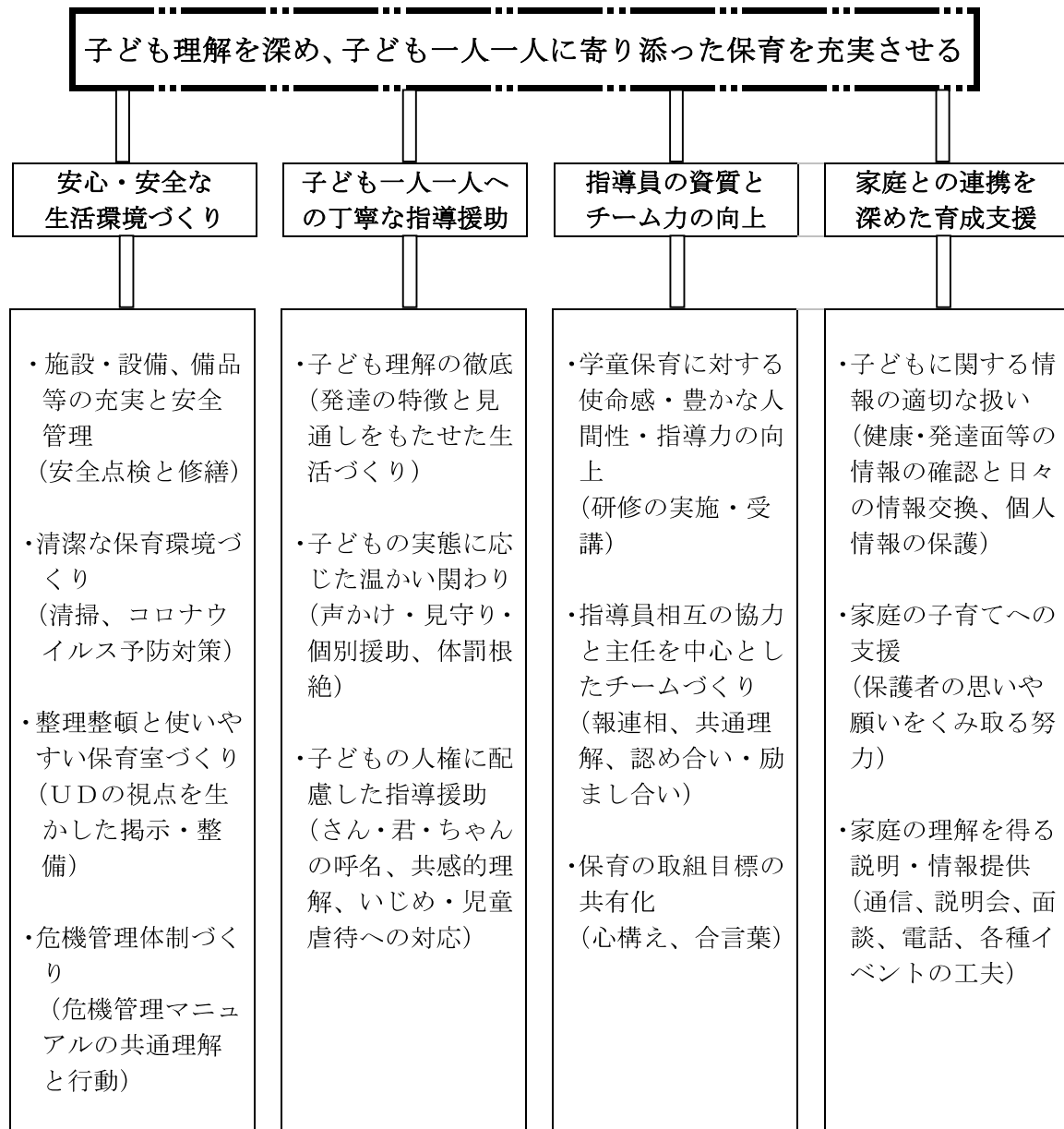
秩父市の目指す学童保育室運営方針

1 運営方針

保護者が昼間留守家庭等の学童に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その健全な育成を図る。

- (1) 学童が健康・安全・安心に活動し、保護者から信頼される保育に努める。
学童保育室では、全ての学童が健康・安全で、安心して過ごせることが最も基本である。したがって、学童の「健康・安全・安心」を最も大切にしたい保育に努める。
- (2) 学童保育室で生活する楽しさや喜びを学童が感じとれる保育に努める。
放課後から帰宅するまでの間、学童保育室は学童にとって貴重な生活の場である。したがって、ここに通う学童が「ああ、面白かった!」「楽しかった!」と心から感じる保育に努める。
- (3) 優しい心と規律ある態度を育む保育に努める。
年齢や生活体験の異なる学童が一緒に生活を送るのが学童保育室である。したがって、自分や他人を大切にする優しい心を育むとともに規律ある態度を育てる保育に努める。
- (4) 学習や読書活動等を適切に取り入れ、学習習慣の形成に努める。
学童にとって学習習慣を身につけることは重要である。帰宅までの生活時間の中に学習時間を位置づけ、学童が集中して宿題を中心とした学習に取り組める環境を整え、学習を含めた保育に努める。
- (5) 学童保育だからこそできる異年齢集団生活のよさが実感できる保育に努める。
同学年だけでなく、異学年の友達と一緒に遊んだり、体験活動をしたりする中で、異年齢を含めた集団生活のよさを実感させる保育に努める。
- (6) 整理整頓や清掃がなされ常に衛生的な保育環境の維持向上に努める。
清掃がなされている学童保育室は、衛生と健康に配慮している証であり、学童の心が整うとともに、安心して生活するための基本的な配慮事項である。
- (7) 学童の安全を守る意識で定期的に施設等の安全点検を行い事故防止に努める。
安全点検の視点を定め、学童の安全を常を守る意識で点検をし、危険箇所については速やかに修繕等をするとともに、学童への安全指導を行い、安全な環境づくりと事故防止に努める。
- (8) 学童の人権を大切に、家庭との密接な連携を深めた保育に努める。
学童の人権を大切にすることは、保育の基本である。学童一人一人を理解し、寄り添った保育を進め、保護者とともに学童の健全育成を図る保育を進める。
- (9) 学校・関係機関・地域との連携を深めた保育に努める。
学童一人一人の健全育成を図ることは、学童保育室だけでできるものではない。学童を取り巻く様々な課題を把握し、学校・関係機関・地域との連携・協力を深めて、より効果的な学童保育に努める。
- (10) 職員が使命感をもち、資質の向上とチーム力の向上を図り、効果的な保育に努める。
学童の健全育成のためには、職員が指導員としての使命感をもち、自らの資質の向上を図るとともに、職員同士が認め合い、協力し合い、チームとして団結して保育にあたることが重要である。

2 保育目標



学童保育室一覧表

R7.5.1現在

No	施設名	所在地	定員	在籍数	指導員数
		電話番号			
1-1	花の木第1学童保育室	花の木小学校内(上町二丁目21番37号)	60	66	7
		22-8333			
1-2	花の木第2学童保育室	花の木小学校内(上町二丁目21番37号)	40	40	5
		24-8583			
2-1	西第1学童保育室	西小学校内(金室町9番46号)	60	70	6
		23-5792			
2-2	西第2学童保育室	西小学校内(金室町9番46号)	40	39	6
		24-2780			
3	宮地学童保育室	秩父第一小学校内(上宮地町36番11号)	50	55	7
		23-3900			
4	影森学童保育室	影森福祉交流センター内(上影森759番地2)	50	50	6
		25-2230			
5	ぶこう学童保育室	影森公民館内(下影森184番地)	50	54	7
		24-8773			
6-1	高篠第1学童保育室	高篠小学校内(山田2619番地)	60	60	6
		22-5715			
6-2	高篠第2学童保育室	高篠小学校内(山田2619番地)	40	40	4
		24-5735			
7	南学童保育室	南小学校内(野坂町二丁目14番29号)	60	57	6
		25-0287			
8	尾田蒔学童保育室	尾田蒔小学校内(寺尾2375番地)	50	49	7
		24-7521			
9	久那学童保育室	久那小学校内(久那2183番地1)	30	10	4
		23-0033			
10	大田学童保育室	大田小学校内(太田1661番地)	30	19	5
		62-3956			
11	吉田学童保育室	吉田小学校内(下吉田3833番地)	70	56	7
		77-2777			
12	荒川学童保育室	荒川東小学校内(荒川上田野1755番地)	50	10	4
		54-1120			
学童保育室合計			740	675	87

秩父市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

1 コミュニティ・スクールとは？

学校運営協議会制度に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

秩父市では、平成30年度に市内すべての小・中学校がコミュニティ・スクールを導入しました。

コミュニティ・スクールは、学校運営の課題に対して広く保護者や地域の皆様が参画できる仕組みです。子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取り組みが充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていくと考えられます。

2 コミュニティ・スクールと「地域とともにある学校」づくり

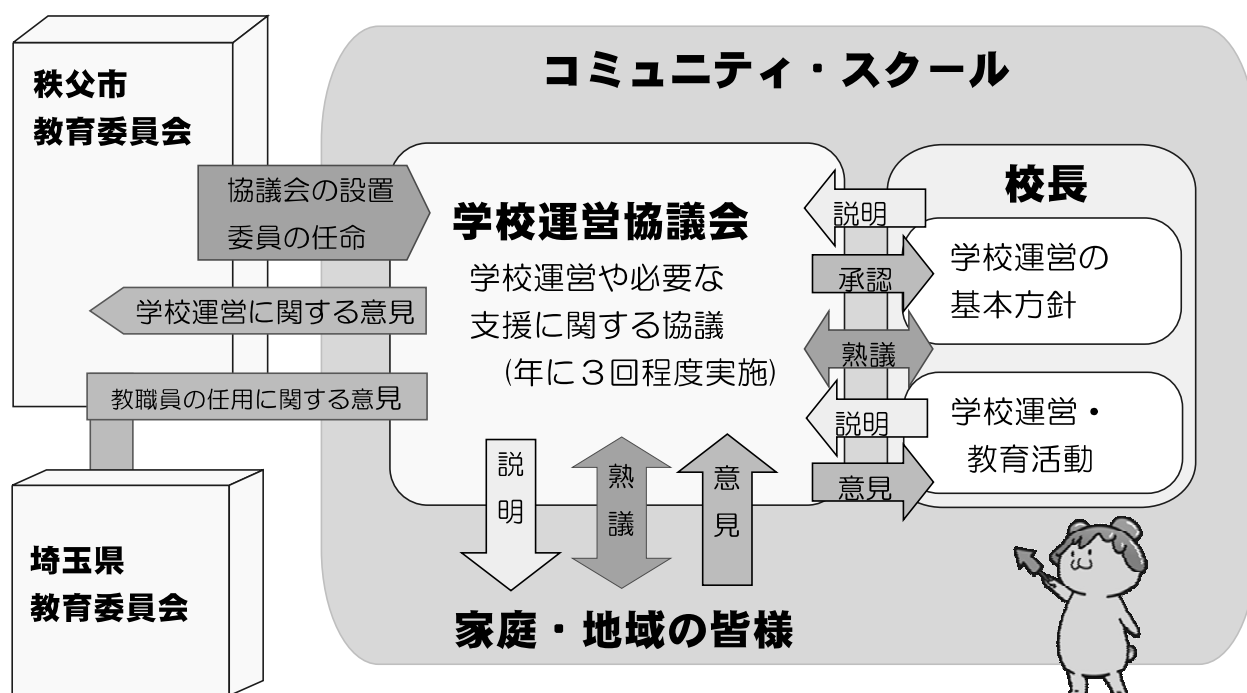
これからの地域を担う子どもたちを育てていくために、学校は「地域とともにある学校」として、地域の皆様と様々な活動を協働して取り組んでいます。

また、学校を地域のコミュニティづくりの中心として位置づけ、子どもと大人がともに学べる環境を作っていくことが求められています。これらの役割を担っているのが、コミュニティ・スクールです。

3 学校運営協議会の委員と運営

コミュニティ・スクールの中心となる学校運営協議会は、保護者、地域住民、校長、学識経験者などから、秩父市教育委員会が任命した、12人以内の委員から構成されます。委員の任期は2年とし、再任が可能です。会議は、定例の会議が年に3回程度行われ、公開を原則としています。地域の皆様の様々な意見を取り上げながら、コミュニティ・スクールの推進していきます。

コミュニティ・スクールの全体図



秩父市教育研究所

所在地

教育研究所事務局 秩父市熊木町 8 番 15 号（歴史文化伝承館 2 階）
電話 0494-22-2446 FAX 0494-23-9294
教育相談室 秩父市阿保町 9 番 28 号（秩父市立下郷児童館 2 階）
電話 0494-26-6321 FAX 0494-26-6323

1 基本方針

秩父市教育研究所は、教育に関する基本的調査並びに教育の理論と実践に関する研究と教育関係職員の研修を行うことを目的として、平成 17 年 4 月 1 日に設置された。

秩父市教育の現状と課題を踏まえ、21 世紀に生きる子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、秩父市の未来を担う人材を育成するための教育研究を「秩父市学校教育推進プラン」に基づき推進する。教育研究所条例では、次のような業務が規定されている。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他教育の充実と振興を図るために必要な事項。

2 組織構成

秩父市教育研究所条例及び同条例施行規則に基づき、所要の職員が配置されている。本年度は、主任指導主事を兼務する所長のほか、学校教育課を兼務する主任指導主事 1 名、指導主事 5 名、主幹 1 名の合計 8 名で構成されている。互いに連携を図りながら、学校等への指導業務に当たっている。

このほか、教育研究所内に、秩父市教育相談室が設置され、6 名の教育相談員が児童生徒や保護者への教育相談及び教育支援センター（ひまわり教室）に通級する児童生徒の指導に当たっている。また、埼玉県スクールソーシャルワーカー 1 名、秩父市スクールソーシャルワーカー 6 名（教育相談員と兼務）及び臨床心理士 1 名を配置し、児童生徒や保護者の支援に向けて環境をより改善できるよう、関連機関との連携を図っている。

3 事業内容

(1) 学校訪問等による指導

番号	事業名等	概要
1	各種学校訪問による学校支援	・時期や目的等により、各学校からの要請に基づき学校を訪問し、学級経営や生徒指導、授業改善、指導力向上等学校の課題解決に向けた取組を支援する。

ア 北部教育事務所秩父支所と連携した学校訪問

埼玉県教育局北部教育事務所秩父支所教育支援担当・学力向上推進担当と連携し、教育課程（学習指導・教育計画等）、学校経営等に関する指導・支援を実施する。

イ 学校からの要請による指導訪問

小・中学校からの要請に基づき、各領域、各教科、特別の教科道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間、並びに校内研修テーマに基づく研究・実践への指導・支援を実施する。

ウ 研究指定校・委嘱校等支援

研究指定校・委嘱校としての研究に対して、学校等の要請に応じて指導・支援を実施する。

エ 学力向上に係る指導主事による訪問指導

指導主事が授業を参観し、学力向上の観点から授業改善への指導・助言、支援等を実施する。

(2) 研修会・講座等の開催

ア 教師力向上研修会

番号	事業名等	概要
2	生徒指導育成プログラム研修会	・小・中学校の教員を対象に、様々な活動や学習方法の体験型の研修を実施し、子どもを健全に育成するためのプログラムの習得を目指す。

イ 授業づくり研修講座

番号	事業名等	概要
3	外国語指導助手（ALT）担当者連絡会議	・外国語指導助手（ALT）の各小・中学校、保育所、認定こども園における活動及び活動状況について、実践研修及び情報交換等を行うことにより、ALTのより一層の効果的な活用の充実を図る。
4	授業改善事業	・市内のモデルとなる授業作りを目的とした授業研究会に向け、指導案の検討や研究協議に主体的に関わり市内全体の学力向上、授業改善等の取組を推進する。

ウ 個を大切にする研修講座

番号	事業名等	概要
5	生徒指導・教育相談中級研修会	・生徒指導・教育相談の推進者として必要な理論・技法、態度等を習得し、生徒指導の組織と活動の充実に積極的に寄与できる実践力の向上を図る。
6	さわやか相談員研修会	・さわやか相談員と学校職員・家庭・関係機関との連携の進め方や具体的な事例について協議し、さわやか相談員の資質の向上を図る。